

○ 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第四十二条 令第三十六条の二第二項（令第三十六条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第四十五条において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第四十五条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔項を削る。〕</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第四十二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第四十五条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。）</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五</p>

<p>「項を削る。」</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>に規定する方式</p> <p>二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格 X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3   第一項の電磁的記録には、日本産業規格 X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>	